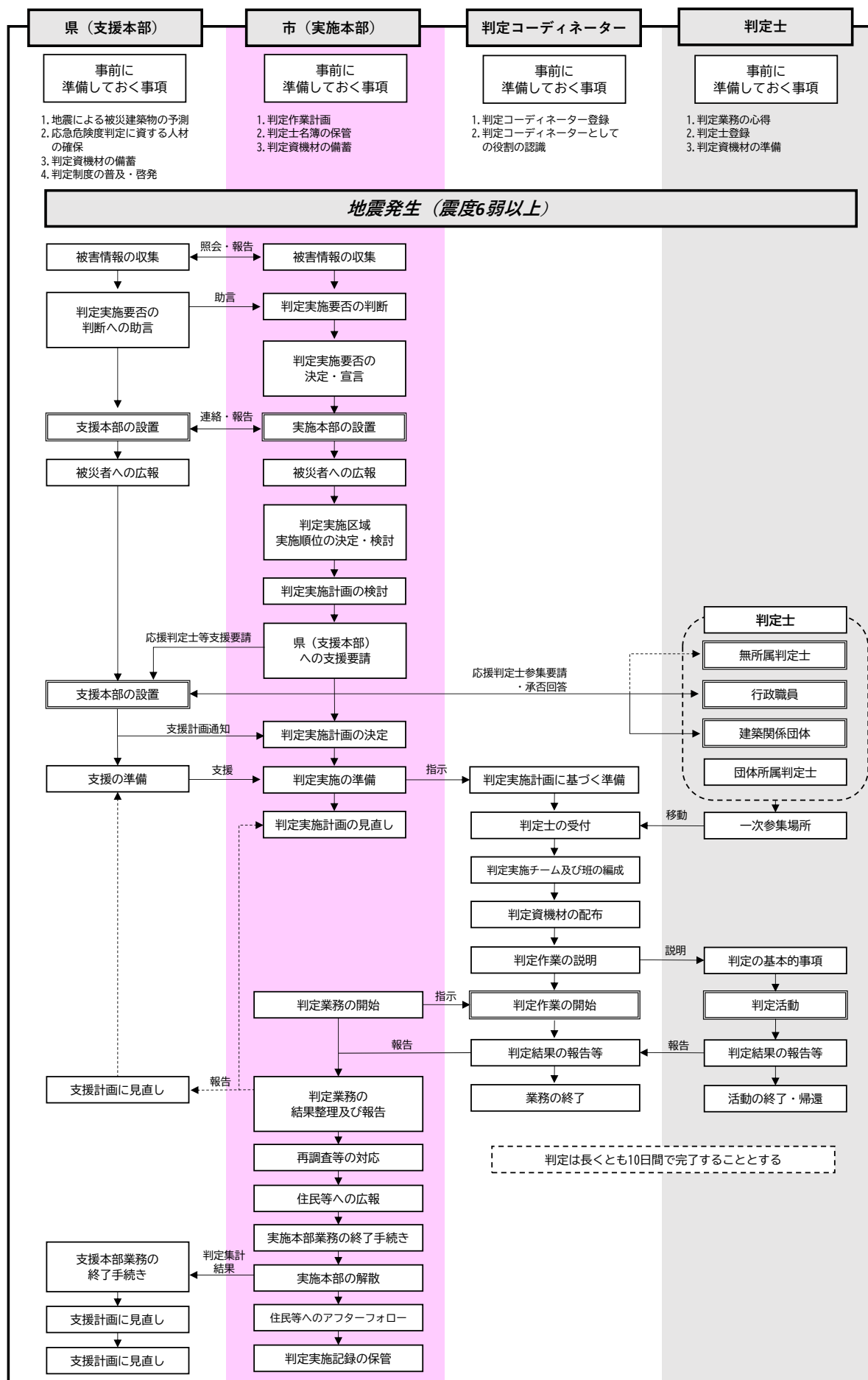


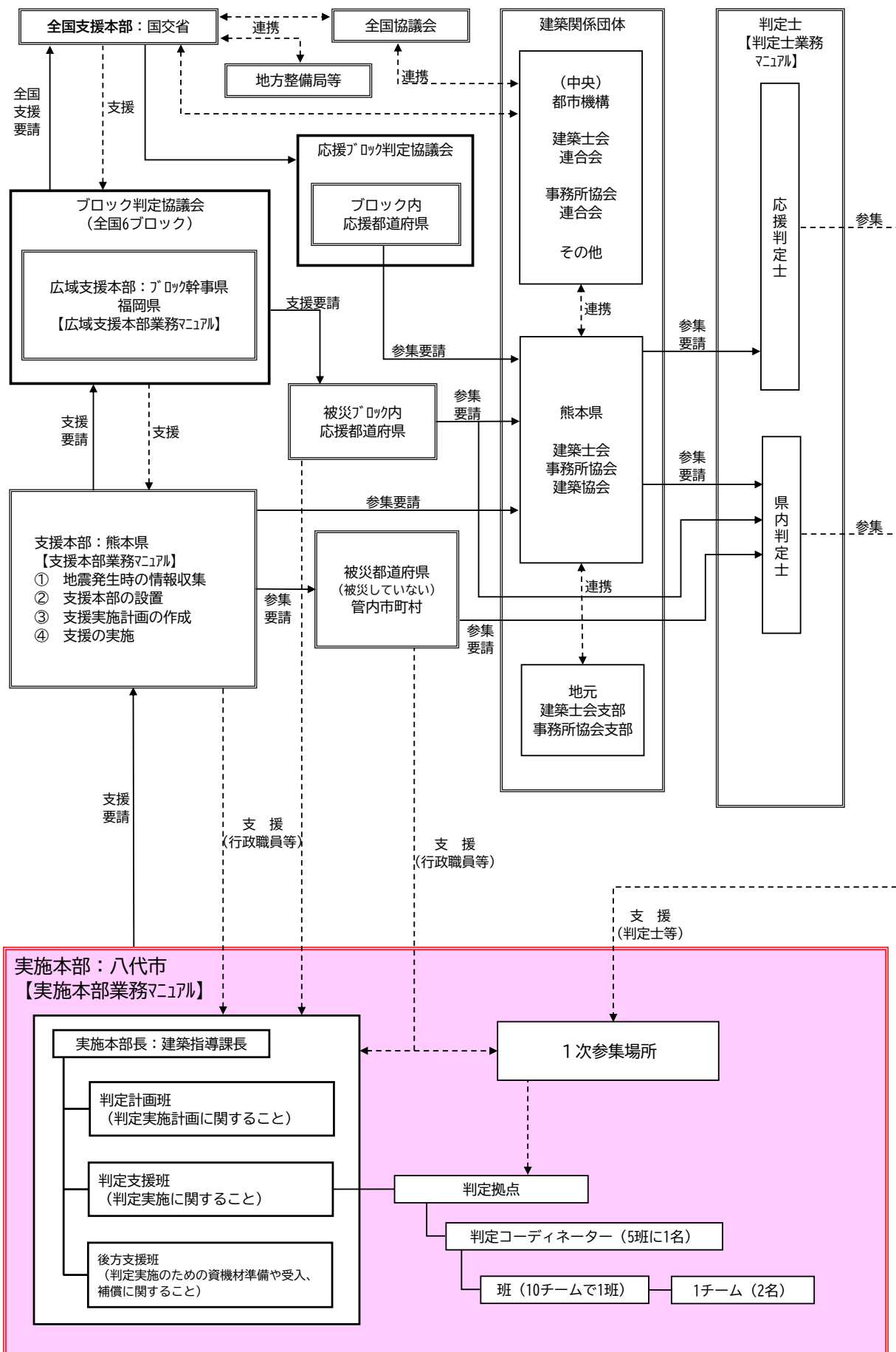
八代市被災建築物応急危険度判定 業務マニュアル

令和6年 10 月
八代市建設部建築指導課

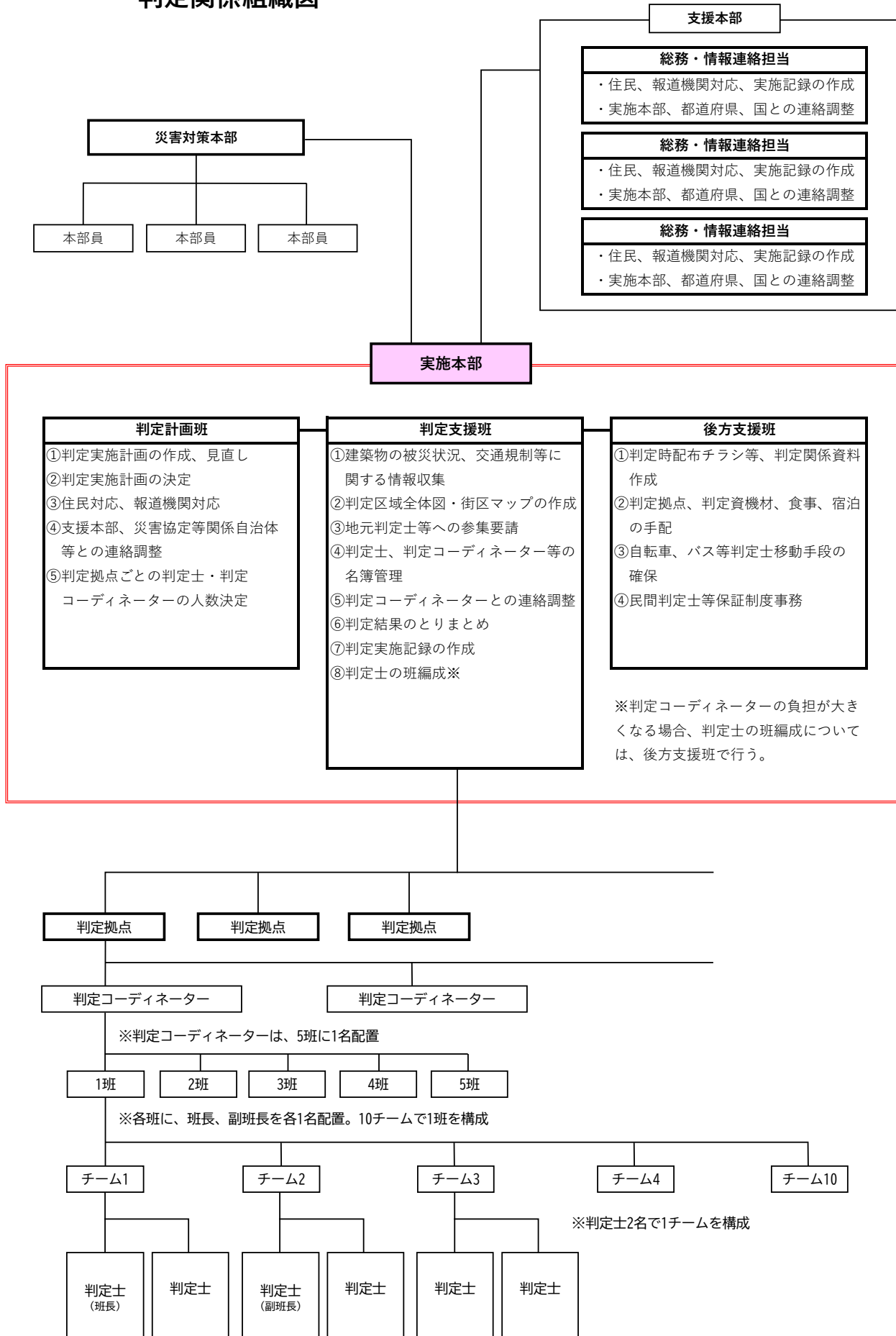
被災建築物応急危険度判定の全体フロー（県内）



被災建築物応急危険度判定の全体フロー（全国）



判定関係組織図



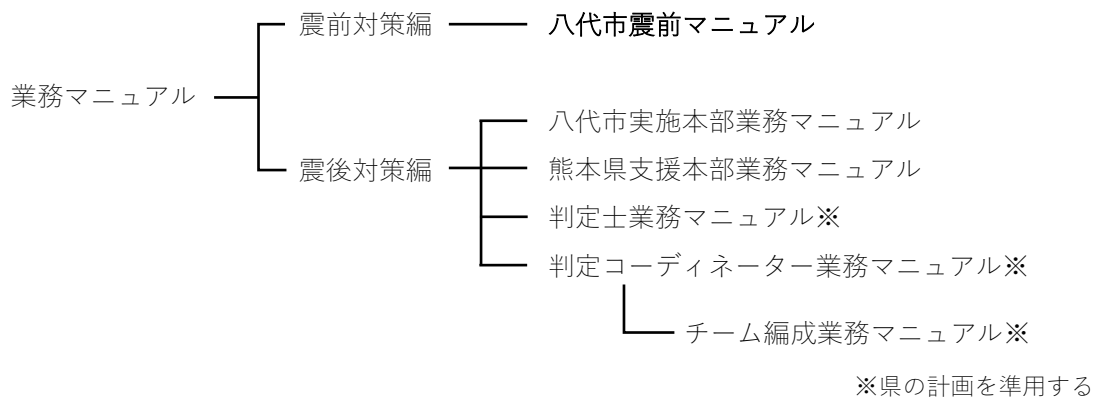
震前対策編

1. 八代市震前マニュアル

第1 目 的

このマニュアルは、地震発生後において、被災建築物の応急危険度判定（以下「判定」という。）を円滑に実施するため、判定に関する計画の作成、判定士の参集方法、判定資機材の備蓄等を震前に八代市（実施本部）が準備すべき基本的事項について定めたものである。

[被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成]

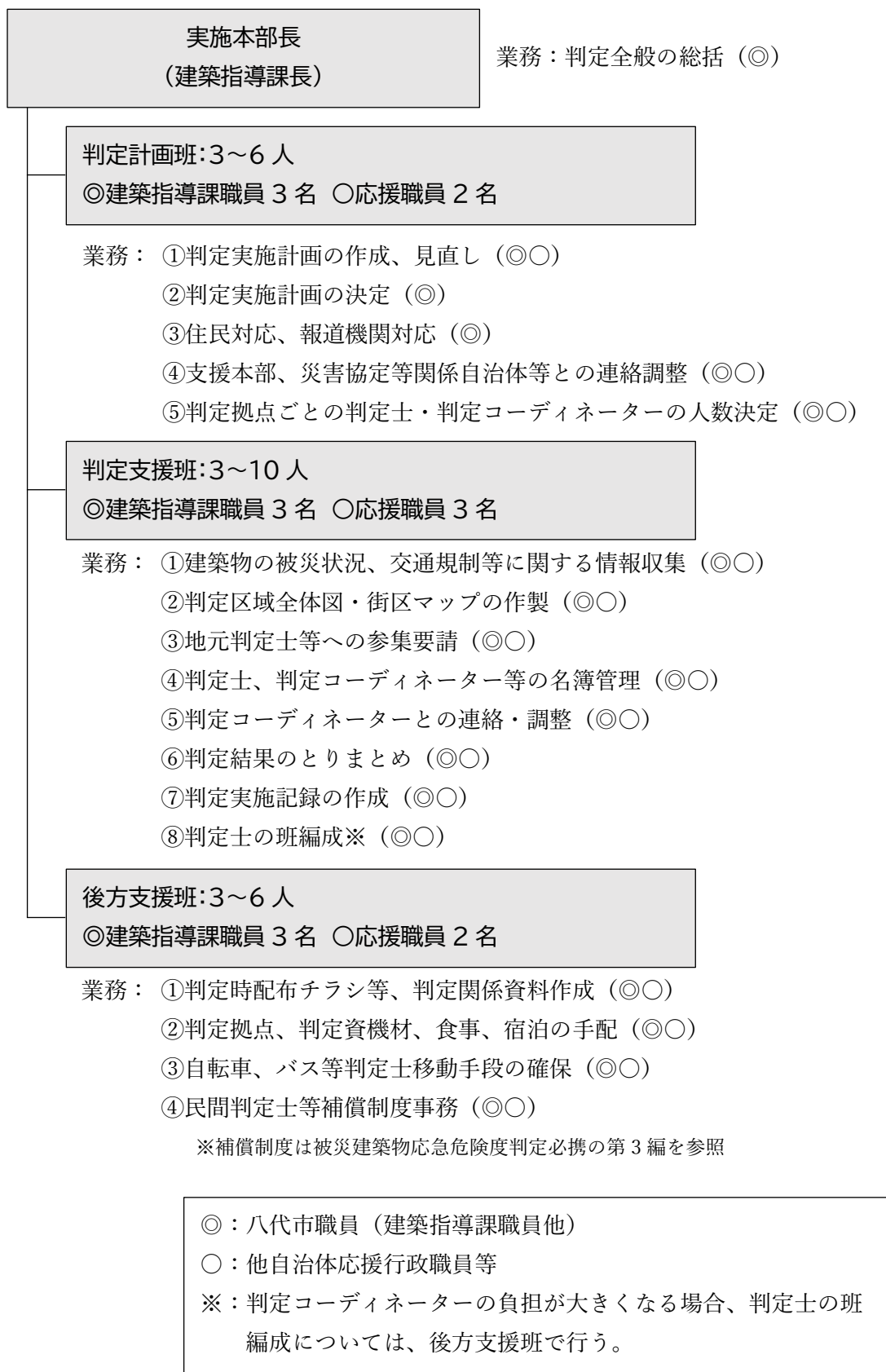


第2 実施体制の確立

- 1 市内で震度6弱以上の地震が発生した場合には実施本部を立ち上げるものとする。
ただし、被害の状況に応じた実施本部長（建築指導課長）の判断に基づき、判定を実施しないこともできる。
- 2 震前実施計画の作成
市は、地震による想定被害等に基づき、判定実施のため必要な事項について以下のとおり定める。

(1) 実施本部体制

実施本部は実施本部長（建築指導課長）のもと、次に掲げる業務体制を構成する。
なお、実施本部体制名簿は毎年度更新する。



(2) オペレーションタイプ

判定にあたっては、原則として実施本部業務マニュアル第5第1項に規定するオペレーションタイプ A を採用するが、被害の状況等に応じて適宜オペレーションタイプ B を採用する。

※タイプ A は外観目視のみ、タイプ B は所有者等の要請に応じて立入を伴う調査。

タイプ A で一旦判定活動を終了したのちに、住民要望に応じてタイプ B を含めて個別に実施することも考えられる。

(3) 想定地震と判定実施建築物の棟数

八代市地域防災計画（熊本県の被害想定）に掲げる本市における最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「布田川-日奈久断層（中部・南西部連動型）を震源とする M7.9 の地震が発生した場合、または八代市の直下で M6.9 の地震が発生した場合」の被害想定のもと、市内の被害建築物の判定棟数を算出する。

なお想定する判定実施建築物は「地震による被害が比較的大きいと予想される校区ごとの建築物のすべて」とする。

全棟数	想定する判定実施建築物
	地震による被害が比較的大きいと予想される校区ごとの建築物棟数 (全棟に占める割合)
90,432 棟	30,000 棟 (33.2%)

(4) 判定実施区域及び判定拠点、必要判定士数

特に建築物の地震被害が大きいと見込まれる地域（校区）を「要判定区域」とする。

なお、校区ごとの全体地図等は事前に作成を行うこととする。

※想定判定拠点：八代市本庁舎多目的ホール。

(5) 対象となる建築物の用途規模

① 優先施設

基本的には戸建住宅、共同住宅、長屋、下宿又は寄宿舍（以下「住宅」という。）を対象とするが、判定実施区域内での住宅以外の木造、非木造の建築物も被害状況により対象とする。ただし高層建築物（10 階を超える）や特殊な構造の建築物は判定対象外とする。（当該施設所有者へは別途建築士等への調査依頼を促す）

② その他

避難経路沿い等の建築物についても二次被害防止のため対象とする。

(6) 判定実施期間

判定実施期間は 10 日間とする。

(7) 必要判定士数等の算定

【算定条件】

判定実施日数	10 日
判定棟数	30,000 棟
1 チーム (2 人) 当りの 調査棟数	15 棟/日
判定士 1 班	10 チーム (20 人)
判定コーディネーター	5 班 (100 人) に 1 人
稼働日数	連続して 3 日間

① 必要な判定士数 (延べ)

$$30,000 \text{ 棟} \div 10 \text{ 日} = 3,000 \text{ 棟/日}$$

$$3,000 \div 15 \text{ 棟/日} = 200 \text{ チーム/日}$$

$$200 \text{ チーム/日} \times 2 \text{ 人} = 400 \text{ 人/日}$$

$$400 \text{ 人/日} \times 10 \text{ 日} = 4,000 \text{ 人 (10 日間の延べ人数)}$$

② 必要な判定士数 (実数)

1～3 日目 400 人

4～6 日目 400 人

7～9 日目 400 人

10 日目 400 人

合計 1,600 人 (判定士が 3 日間連続で活動した場合の実人数)

③ 必要な判定コーディネーター数 (延べ)

判定士数 : 400 人/日 $\Rightarrow$ 4 人/日 ※5 班 (100 人) に 1 人として計算

$$4 \text{ 人/日} \times 10 \text{ 日} = 40 \text{ 人}$$

④ 必要な判定コーディネーター数 (実数)

1～3 日目 4 人/日

4～6 日目 4 人/日

7～9 日目 4 人/日

10 日目 4 人/日

合計 16 人 (コーディネーターが 3 日間連続で活動した場合の実人数)

(8) 判定士の支援要請

八代市の行政判定士数が(7)の必要判定士数に満たないため、判定士の派遣について県に支援要請を行う。

(9) 判定コーディネーターの養成・支援要請

県等が開催する研修会へ職員を派遣し、判定コーディネーターの養成を行う。

(7)の必要判定コーディネーター数に満たないため、判定コーディネーター派遣について県に支援要請を行う。

判定士に対する判定調査方法等のガイダンスに関し事前に資料等を準備する。

(10) 判定資機材の備蓄

判定活動に必要な資材、装備の備蓄を行い判定資機材備蓄リスト(*資2)により管理し定期的に更新を行う。

(11) 県との協議

判定を円滑に行うため、判定実施に関し必要な事項について県と協議を行う。

- ・ 支援要請する判定士数、判定コーディネーター数
- ・ 不足する判定資機材の数や種類
- ・ 宿泊施設、輸送手段

第3 判定士受入体制の確立

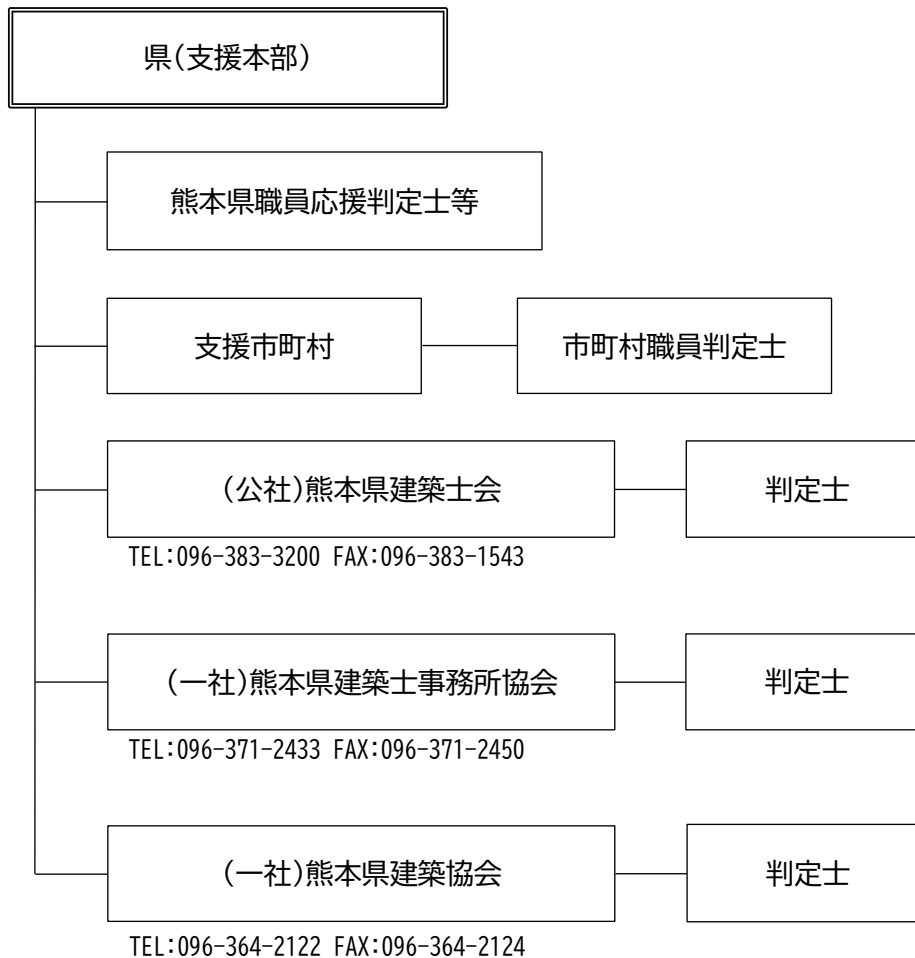
市は、あらかじめ他都道府県等からの応援判定士の受け入れを想定して、以下の体制の整備を行う

- 1 応援判定士のための宿泊施設を確保については支援本部(県)に事前に依頼する。
- 2 応援判定士の1次参集場所(拠点を含む)までの移動手段等について、利用できる道路網・交通機関を予測して、要請にあたりすみやかに情報提供できるよう準備する。
- 3 1次参集場所から判定拠点までの応援判定士の移送について、あらかじめ移送手段及び移送主体を計画する。
- 4 受け入れる判定士の人数に応じて、判定拠点から判定実施区域への移動に使用する自動車、自転車等を確保するための準備を行う。

第4 判定士等への情報連絡システムの構築への協力

市は、実施本部が判定実施の決定後、直ちに判定士等に参集要請するなど、判定活動を早急に開始できる体制整備が求められるため、職員の判定士や判定コーディネーターの名簿を作成管理するほか、県から提供される市町村民間判定士の確認を行うとともに支援が必要な場合に速やかに県に対して支援要請ができるよう、連絡網の整備を行う。(名簿更新)

[判定士に対する情報連絡システム]



第5 判定技術の向上

市は判定技術の維持、向上のため県と連携して定期的に判定技術等に関する講習、訓練等を行う。

第6 情報伝達の準備

市は全国協議会で定めた応援要請のための要請書の記入方法等を震災時に使用できるよう準備する。

第7 判定制度のPR

市は県等と協力し、判定に関し多数の判定士の確保並びに災害時における判定業務の円滑な実施のため、判定制度について普及、啓発を行い、建築士をはじめ住民の理解に努める。

このためPR用のパンフレット等を作成し配布する。

また、FM やつしろや広報やつしろでの周知を図る。

第 8 その他の体制整備

建築指導課は（実施本部設置課）は、防災所管部局と連携しながら、判定が迅速かつ確実に実施できるよう、また判定終了後においても必要な体制整備を行っておく必要がある。

八代市震前マニュアル

制定 令和 6 年 10 月

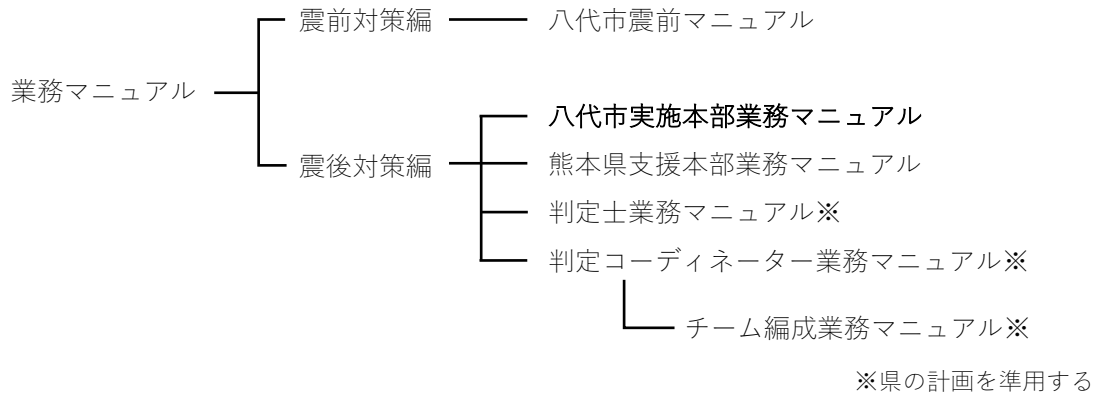
震後対策編

1. 八代市実施本部業務マニュアル

第1 目 的

このマニュアルは、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などから住民の安全を確保するため、判定を実施する本部の業務をあらかじめ定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

[被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成]



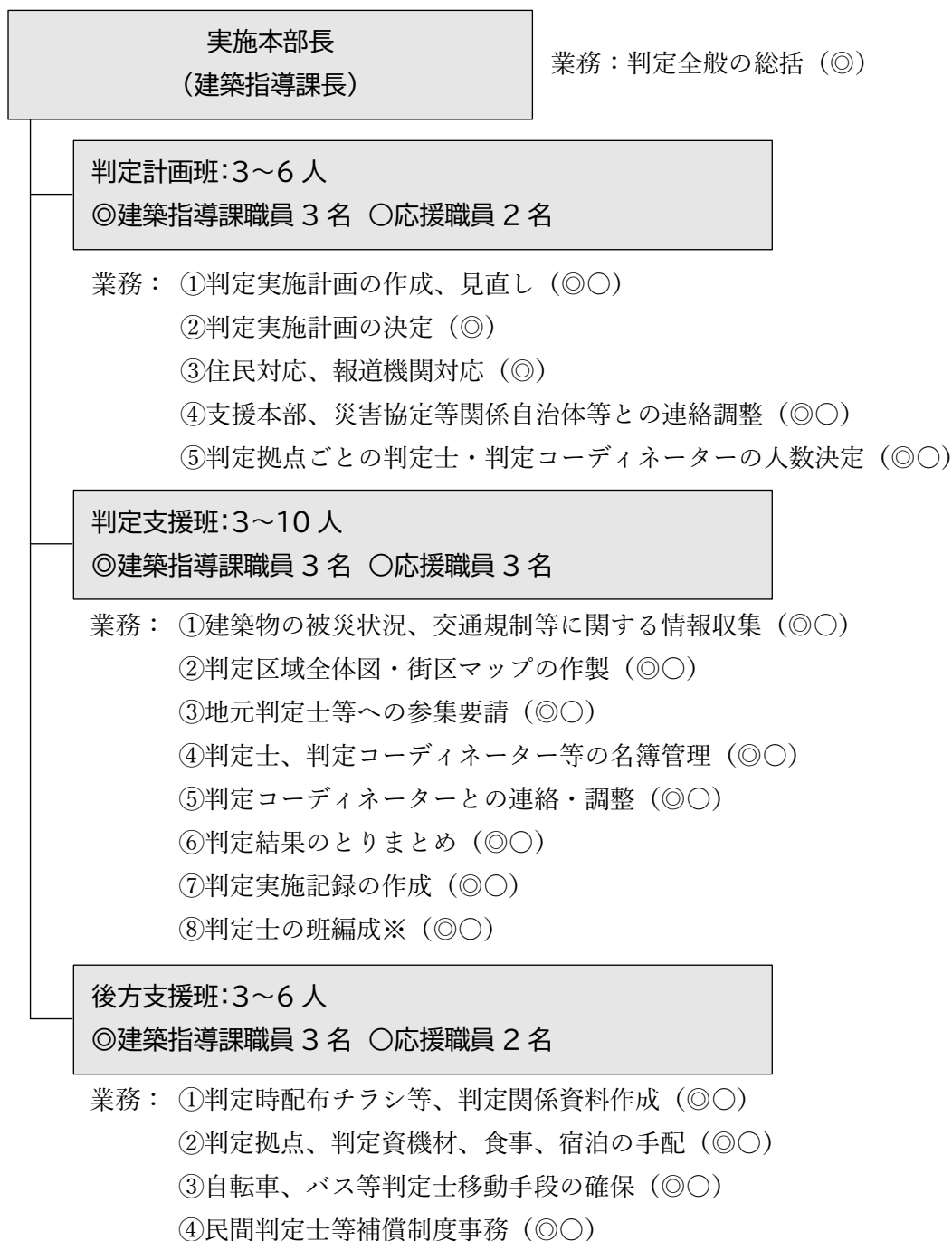
第2 実施本部の設置

- 1 建築指導課長は震度6弱以上の地震が発生した場合、実施本部を立ち上げ、県（以下「支援本部」という）に実施本部を設置したことを連絡する。
- 2 実施本部の業務は以下のとおりである。
 - ① 地震発生時の情報収集 ※市災害対策本部（危機管理課他）との連携
 - ② 判定実施要否の判断（第3による）
 - ③ 判定実施計画の策定（第5による）
 - ④ 実施本部体制の整備（第3による）
 - ⑤ 地元判定士等への参集要請（第7による）
 - ⑥ 判定士等の輸送、宿泊所の手配等（第10による）
 - ⑦ 判定結果の報告及びその活用（第15による）
 - ⑧ 実施本部業務の終了（第17による）

第3 判定実施要否の判断

- 1 震度6弱以上の場合は判定を実施する。ただし、被害の状況に応じた実施本部長（建築指導課長）の判断に基づき、判定を実施しないこともできる。
- 2 震度5強以下の場合は、被害の状況に応じた実施本部長の判断に基づき、判定実施の要否を判断する。
- 3 実施本部長は、判定の要否を判断した場合は、実施の有無にかかわらず、すみやかに災害対策本部及び支援本部に判定要否を連絡する。
- 4 実施本部長は、判定を実施するにあたって、実施本部の構成組織として判定計画班、判定支援班及び後方支援班を整備し、必要な人員を配置する。ただし、実施本部員が不足する等やむをえない場合は、後方支援班については、実施本部内に設けず、支援本部に設けることもできる。

○実施本部体制



※補償制度は被災建築物応急危険度判定必携の第3編を参照

◎：八代市職員（建築指導課職員他）

○：他自治体応援行政職員等

※：判定コーディネーターの負担が大きくなる場合、判定士の班編成については、後方支援班で行う。

第4 要判定区域、判定実施区域等の検討、決定

実施本部（判定計画班）は、以下の項目について検討。決定をし、その内容をすみやかに支援本部に連絡する。

- 一 実施本部は、被害情報等をもとに地震の規模、被災範囲を推定し、建築物の倒壊等被害の大きいと予想される地域（以下「要判定区域」という。）を設定した上で、当該区域内の推定判定対象棟数から必要な判定士数、判定コーディネーター数を算出する。

【解説】

- a 要判定区域の設定は、震前計画の被害想定、職員による情報収集や災害対策本部からの情報、住民からの通報などの被害情報をもとに定め、必要に応じて見直す。
- b 震前マニュアル第2第2項を参照し推定判定対象棟数を算出する。
- c 二次被害の危険性の有無を考慮し判定実施の可否を判断する。
 - ・ 化学工場、危険物貯蔵施設など二次被害を起こす可能性がある区域
⇒事前に区域を把握/消防に危険物施設リストの有無確認/
危機管理課が把握している内容の確認等
 - ・ がけ崩壊のおそれがある区域
 - ・ 周辺に火災が発生しており、延焼の可能性が高い区域
- d 判定実施区域については、被災情報等に応じ適切に優先順位を定め、具体的な実施スケジュールを定める。

第5 判定実施計画の策定

1 実施本部（判定計画班）は、被害状況、被災地の状況に基づき、次の内容からなる判定実施計画を策定する。

① オペレーションタイプ

タイプA：判定実施区域として定めた区域内の対象の建築物について、「外観」調査を中心として判定を実施

タイプB：所有者等の「要請」に応じた対象について。「立入り」調査を含む判定の実施

② 判定実施区域及び判定拠点、優先順位

③ 対象となる建築物の用途規模

基本的には戸建住宅、共同住宅、長屋、下宿又は寄宿舍（以下「住宅」という。）を対象とするが、判定実施区域内での住宅以外の木造、非木造の建築物も被害状況により対象とする。ただし高層建築物（10階を超える）や特殊な構造の建築物は判定対象外とする。（当該施設所有者へは別途建築士等への調査依頼を促す）

- ④ 判定実施期間
判定実施期間は 10 日間とする。
- ⑤ 必要判定士数
- ⑥ 地元判定士数・応援判定士数
- ⑦ 必要判定コーディネーター数
- ⑧ 地元判定コーディネーター数
- ⑨ 判定コーディネーターの配置計画
- ⑩ 判定資機材の数量
- ⑪ その他

2 第 1 項の③から⑩までについては、判定実施区域ごとに定める。

第 6 支援本部への支援要請

- 1 実施本部長は、必要に応じて支援本部長に対して判定士、実施本部員、判定コーディネーターの派遣、判定資機材等の支援要請を行う。
- 2 実施本部（判定計画班）は、支援内容、支援開始時期等について支援本部へ速やかな連絡を求める。

第 7 地元判定士等への参集要請

実施本部（判定支援班）は、被害調査及び判定区域決定のため地元判定士等に参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等、必要な事項の連絡を行い、参集を要請する。

第 8 判定資機材の手配

実施本部（後方支援班）は、判定拠点に必要な数量の判定資機材を輸送する。

第 9 判定コーディネーター及び判定士の配置

- 1 実施本部（判定支援班）は、判定実施計画に基づき、判定コーディネーターを配置する。
- 2 実施本部（判定支援班）は、判定実施区域における必要な判定人数に応じた判定士を配置する。
- 3 実施本部（判定支援班）は、判定コーディネーターに班を編成させる。

第 10 判定士等の輸送、宿泊所の手配等

- 1 実施本部（後方支援班）は、参集場所から判定拠点等へ判定士等を輸送する。

- 2 実施本部（後方支援班）は、判定士等の宿泊場所の確保、食料の準備等の確認を行う。
- 3 実施本部（判定計画班）は、第1項及び第2項に関する情報を取りまとめ、実施本部（後方支援班）だけでは準備が困難となる事項について、支援本部に連絡し、支援を要請する。

第11 判定士等の受入れ・名簿作成

- 1 実施本部（判定支援班）は、参集した判定士等の受入れを行い、名簿（※様式3）を作成する。
なお、応援判定士等の場合、代表者が持参する名簿、判定資機材のリストに基づきこれらの確認を行う。
- 2 実施本部（判定支援班）は、前項により要請した支援内容に対する不足が認められた場合には、その内容についてすみやかに支援本部に連絡し、追加の支援を要請する。
- 3 実施本部（後方支援班）は、保険加入手続きに必要な情報などについて支援本部に連絡する。

第12 判定調査方法等のガイダンス

実施本部（判定支援班）は、判定活動の開始に先立ち、判定士に対する判定調査方法等についてのガイダンスを、判定コーディネーターに行わせる。

第13 判定業務の開始

実施本部（判定支援班）は、判定コーディネーターに対して判定業務を開始するよう指示する。

第14 判定業務の中止

- 1 実施本部（判定計画班）は、荒天等により判定の継続が危険と判断される場合は判定コーディネーターに対して判定業務を中止するよう指示する。なお、中止の判断は、支援本部または判定コーディネーターの意見を参考にすることができる。
- 2 実施本部（判定計画班）は、判定業務の中止を判断したときは、支援本部にすみやかに報告するものとする。

第15 判定結果の報告及びその活用

- 1 実施本部（判定支援班）は、判定コーディネーターから報告を受けた当日分の判定結果をとりまとめ、災害対策本部及び支援本部へ報告する。
なお、実施本部（判定計画班）は、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について考慮し、現地を再調査するなどの必要な措置をとる。

- 2 実施本部長は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、判定を受けた建築物について立入禁止や使用禁止などの適切な措置をとるよう災害対策本部長に要請する。

【解説】

- a 実施本部（判定計画班）は、判定に併せて周辺地盤等の情報を得た場合は、その結果を被災宅地危険度判定実施本部への引継ぎを行う。
- b 実施本部長は、再調査等の結果を受け、特に危険と認めた被災建築物に対しては、災害対策基本法第 63 条に基づく措置を災害対策本部長に要請することができる。

第 16 住民への対応

- 1 実施本部（判定計画班）は、被災地の住民に対して、判定実施の理解を得るために、制度の内容や判定の実施状況等について避難所や市ホームページなどで広報する。
- 2 実施本部（判定計画班）は、判定開始とともに、建築物等の所有者からの判定結果に対する相談窓口を設置する。（実施本部_市建築指導課：0965-33-4750）

【解説】

- a 応急危険度判定と「被災度区分判定」や「り災証明」発行のための「住家被害認定調査」とは混同されやすいため、判定活動はパンフレットを持参し必要に応じて配布する。
- b 避難所やホームページ等において、応急危険度判定活動の実施に関する情報提供を行う。その際、以下の情報を提供するものとする。
 - ① 判定の開始時期
 - ② 判定の実施予定期間
 - ③ 判定の実施予定区域
 - ④ 判定に関する問い合わせ窓口

第 17 実施本部業務の終了

- 1 判定業務の終了は、原則、判定実施計画に基づく実施期間が満了した時点とする。
- 2 実施本部（判定支援班）は、判定結果の最終集計や資料の整理を行う。
- 3 実施本部（判定計画班）は、最終集計された判定結果を、災害対策本部及び支援本部へ報告する。
- 4 実施本部長は、最終集計された判定結果を建築指導課で保管し、実施本部を解散する。

第 18 実施本部解散後の対応

- 1 建築指導課は、災害対策本部と連携して、必要に応じ、建築物等の所有者からの被災度区分判定等の相談等に対応できるよう、建築関係団体への協力要請や相談窓口を設置する等適切な措置をとる。
- 2 建築指導課は、実施本部解散後においても、判定結果を災害復興等に役立てるべく災害対策本部に協力する。
- 3 建築指導課は、災害対策本部解散後においても、判定に従事した判定士等へのアフター・ケアを心がける。

八代市実施本部業務マニュアル
制定 令和 6 年 10 月

八代市被災建築物応急危険度判定マニュアル

令和6年10月 マニュアル発行

作成：八代市建設部建築指導課
